

# ご宴会契約に関する取決め規定書

ホテルモントビュー米沢(以下当ホテルと称します)では、宴会及び会場のご利用(以下、宴会等と称します)に関して、以下のとおり規約を設けております。つきましては、ホテルがお客様と宴会等に関して締結する契約(以下、宴会等契約と、称します)は、この規約によるものとさせていただきますので、あらかじめご了承下さいませお願い申し上げます。

なお、この規約に定めない事項に関しましては、法令または一般の確立された慣習によるものとさせていただきます。

## 1、ご契約のお申し込みについて

- ①当ホテルに宴会等契約のお申し込みをされる場合は次の事項をお申し出下さい。
  - ※宴会等の主催者名及びその住所並びに連絡先
  - ※宴会等の開催日及び開始時間、終了予定時間(但、9：30～22：00 営業時間内に限る)
  - ※時間外のご予約に関しましては、利用料金の20%増とさせていただきます(営業時間9：30から22：00、他営業時間外)
  - ※宴会等の内容及び人数
  - ※その他ホテルが必要とする事項

## 2、ご契約の成立について

- ①宴会等契約は当ホテルがご契約のお申し込みを承諾し、申込金(初回と県外のお客様につきましては、宴会料金を前払金とする)を受領した時に成立するものとさせていただきます。  
なお、申込金の額は宴会見積金額の80%分とさせていただきます。
- ②宴会等契約が成立したときは、宴会等の見積金額を前払い金として当ホテルが指定する日(ご予約日より1ヵ月前)までに現金もしくはお振込にてお支払をいただきます。
- ③前払い金を当ホテルが指定した日までのお支払いいただけない場合は、宴会等契約は取り消しとさせていただきます。

## 3、損害賠償について

お客様及びお客様側の全ての関係者はホテルの施設・什器備品等を損傷しないよう充分ご注意ください。  
もし、施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行うかまたは、損害賠償金をご負担していただきます。

## 4、禁止事項について

- ※ご予約時の使用目的以外のご使用
- ※法令で禁じられている行為

## 5、当ホテルよりの契約取り消しについて

- ①当ホテルは次の場合においては、ご予約のお申し込みをお断りするか、又は既にご契約いただいている場合でも宴会等契約を取り消しさせていただきます。これらの場合、理由の如何を問わず契約解除に関わる損害賠償には応じません。
  - ※お客様及び宴会等への出席者が法令又は公序良俗に反する行為をなされる恐れがあるとホテル側が判断した時、暴力団員・暴力団関係者であると認められる時、或いは他のお客様にご迷惑をおかけするとホテル側が判断した時
  - ※宴会等に関し、合理的な範囲を超える負担を求められる時
  - ※天災または施設の故障その他やむをえない事情により、宴会場を使用することが出来ない時
  - ※この規約に定める事項に違反された時
- ②ご利用中に上記の事実が判明した場合は、その時点でご利用をお断りさせていただきます。この場合、宴会等の見積り金額の全額をご負担いただきます。
- ③県外のお客様のお支払につきましては、ご予約日の15日前に会場使用の場合全額のお振込、ご宴会使用の場合お見積の80%のお振込をお願いしております。
- ④宴会キャンセル料

宴会開催日の当日から3日前まで	100%
4日前から7日前まで	50%
8日前から15日前まで	30%

### ⑤会議室キャンセル料

当日	100%
前日	50%
4日前から7日前まで	30%
8日前から15日前まで	30%

※なお、事前振込をなされたあとお客様からキャンセルを受けた場合に関しましては、後日返金(振込)致します。  
振込手数料につきましてはお客様のご負担になりますので差し引きました金額での振込みを致しますのでご了承願います。

作成日 2018/12/1

 ホテルモントビュー米沢

〒992-0039山形県米沢市門東町3-3-1

TEL 0238-22-6655

FAX 0238-22-6657